

都民の暮らしが潤う東京農業の推進事業実施要綱

平成 20 年 4 月 1 日付 20 産労農振第 188 号

第 1 趣 旨

東京の都市農業は、都民の食卓に新鮮で安全・安心な農畜産物を届けるとともに、緑豊かな農地が、生活環境に潤いと安らぎを与えるなど、都民生活に多くの役割を果たしている。しかしながら、都市農地は、都市化の影響や、農家の相続などを契機として年々減少を続けており、都市の環境保全や防災など、農地が果たしている大切な機能が損なわれることが懸念されている。

このため、都は、都民、農業者及び自治体が連携して行う都民の暮らしとまちづくりに農業・農地を活かすための取組を支援し、都市と農業・農地が共生するまちづくりを実現することで、東京の貴重な都市農地の保全を図っていく。

第 2 目 標

都及び区市は、第 1 に掲げる趣旨に沿って、次の事項について着実な推進を図るものとする。

- 1 都及び区市は、地域における農業・農地のもつ多面的機能について、地域住民と農業者との相互理解を促進する。
- 2 区市は、農業・農地のもつ多面的機能を活かしたまちづくりのための「都市と農業が共生するまちづくりモデルプラン（以下、「まちづくりプラン」という。）」を作成し、その実現により農地の保全を図る。

第 3 事業実施主体

都が支援を行う事業実施主体は、生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき指定された生産緑地地区を有する区市とする。

第 4 事業の内容

農業・農地を活かしたまちづくりを行う区市は、以下の事業を行うものとする。

- 1 地区推進協議会の設置及び運営
- 2 区民や市民に対する地域における農業・農地のもつ多面的機能の理解促進
- 3 まちづくりプランの作成
- 4 その他、都市と農業・農地が共生するまちづくりに必要な事業

第 5 実施計画

- 1 実施計画の作成

区市の長は、都民の暮らしが潤う東京農業の推進事業実施計画を作成するものとする。

- 2 実施計画の認定

区市の長は、実施計画を知事に提出して、その認定を受けるものとする。

3 実施計画の見直し及び変更

区市の長は、知事の認定を受けた実施計画について、必要に応じて変更を行うことができるものとし、重要な変更については、2の規定を準用するものとする。

第6 推進指導體制

都は、本事業を実施する区市が、地域の状況に応じて本事業を円滑かつ適切に推進できるよう支援する。

1 東京都事業推進協議会

都は、学識経験者、消費者、農業者等で構成する事業推進協議会を設置して、事業の推進について意見を聞くとともに、事業を実施している区市に対し必要な指導・助言を行うものとする。

2 都の推進指導體制

都は、関連施策との有機的な連携に配慮しながら、本事業を、地域の実情に応じて円滑かつ適正に推進するため、都の関係機関による推進指導體制を整備するものとする。

第7 助成措置

都は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について助成するものとする。

第8 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は、農林水産部長が別に定めるものとする。